



平成 19 年 11 月 7 日

国土交通大臣
冬柴 鐵三 殿

社団法人日本建築士会連合会
会長 宮本 博



改正建築基準法施行の円滑な運用等についての要望

日頃、当日本建築士会連合会の活動について、ご理解とご指導を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本年 6 月 20 日に改正建築基準法が施行されて以来、既に 4 カ月が経過しました。今回の改正は構造計算書偽造事件を契機に、より安全で信頼性の高い建築物を提供することを目的に、建築確認手続きの厳格化を中心とする見直しが行われたものであり、その大方針自体は間違っていなかったと私共も考えております。ただ、その厳格化がいささか過剰に過ぎたり、また、情報不足もあり、硬直的に捉えられ過ぎたこともあって、施行直後から相当の間建築設計と確認手続きの現場で大きな混乱が続いておりました。

貴省におかれましては、数次にわたり、告示、技術的助言や Q & A 集等を指定確認検査機関や建築設計界に出し、精力的に対応していただいた結果、当初の混乱も相当落ち着いてきたのではないかと見ています。しかし、これまでの対応はサブシステムとしての枝葉の部分への対応が主で、メインシステムとしての幹の部分にまで踏み込んだものにはなっていないと拝察しております。

今後、今日の建築生産システムの実態を踏まえて、より一層合理的かつ安定的に建築確認業務を遂行するためには、建築士法や民間による諸制度との連携等を踏まえたいくつかの制度的改善が必要と考えております。

当日本建築士会連合会においては、このような観点から、去る 10 月 16 日に正副会長・ブロック会長会議を開催するとともに、建築士会の特徴でもある確認申請側の建築事務所と審査側の特定行政庁・指定確認検査機関に所属する建築士による特別委員会を開催して、事前に提出された 47 建築士会の意見と提案をあわせて審議し、とりあえず、下記のような要望書を取り纏めました。

つきましては、以上のような事情をご賢察の上、これらの要望事項について実現の方向に向けてご検討くださるようお願い申し上げます。

なお、今後、私共は引き続き、先に述べたように関連諸制度との連携も視野に入れて、成熟社会に相応しい本法のより適切な厳格化のあり様を検討、探りたいと考えています。

1. 建築基準法の改正に関する建築主、一般消費者への周知徹底
建築基準法の改正は、建築物の質を確保する事を目的とした「厳格化」を目指したものであり、確認申請の段階で完成度の高い設計図書の作成が求められている。この事により、設計及び工事監理に関して業務量の増加が生じており、必然的に設計期間が長期化している。これらの事に関して、設計者、施工者に限らず、特に、建築主や一般消費者に対し、広く周知徹底を行って頂きたい。
2. 法運用の統一的基準の整備
全国の行政庁をはじめ指定確認検査機関や設計者においては具体的運用が統一されておらず、その取扱について混乱を招いている。この混乱を解消するために、国土交通省主導による法運用に関わる統一された基準の整備を早急に進めて頂きたい。
3. 事前相談の恒久的対応
図面の差し替えや訂正に制限がある現行法規においては、必要図面や添付資料の過不足等の確認を目的とする事前相談にて予備的な審査を実施することは、有効かつ必要不可欠である。期間限定での実施では無く恒久的な制度として実施されるよう特定行政庁や指定確認検査機関に指導して頂きたい。
4. 計画変更等の柔軟な対応
建築の設計は施工が始まってからも継続的に行われる。そのため、ほとんどの工事で設計変更の確認申請をしなければならなくなる。その確認申請が終わるまで工事の停止が求められており、その経済的な影響が懸念される。各建築関係団体で様々な資格制度を認定していることや、今後の建築士法改正により構造や設備に関して新たな資格が新設されると、より高度な設計技術を持った設計者が明確になることなどを考慮し、多くの実務実績を持ち社会的信頼に値する建築士（注1）が行う場合には従来どおり、完了検査前までにまとめて変更の確認申請ができる等、建築士を基本的に信頼した柔軟な法運用の仕組みを御検討頂きたい。

(注1) 専攻建築士、登録建築家、建築構造士、建築設備士を兼ねる建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を想定
5. 2段階による確認申請方式の検討
再開発ビル、コーポラティブ住宅、ハイテク工場等のスケルトンインフィル的建築設計が進められる建築物においては、申請時に全ての設計を完結することが事実上不可能であるため、例えば、躯体部分と内装部分の2段階で行う等、確認申請の新しい方式の可能性を御検討頂きたい。

6. 住宅等、小規模建築物問題への柔軟な対応

- ・ 2 級，木造建築士の業務実態を考慮し、少なくとも多くの実績を持ち、地域での信頼を得ている建築士については、個人住宅等の小規模建築については構造計算書の提出を必要としないなどの緩和規定を設ける柔軟な対応を御検討頂きたい。
- ・ 沖縄においては、住宅建設を鉄筋コンクリート造とすることが一般的であるため、今回の改正により、建主に対する負担が、他都道府県に比べ過重となっている事が類推される等、法改正の影響に地域による格差が生じている。これらの実情を考慮して頂き、2 階建て以下の低層住宅に関して、法第 41 条に準じて、地方公共団体の条例による、法第 20 条の制度が緩和できる方策を設けることをご検討頂きたい。

7. 既存建築物の増改築問題への柔軟な対応

現在の段階での地方の硬直的な確認業務のやり方では多くの場合、建築主に「適合かどうか決定することが出来ない旨の通知書」が渡され、予算を含め、工事中止に追い込まれることになり、社会的、経済的に大きな悪影響を及ぼすと危惧されている。この問題への解決策として、例えば、以下に示すような柔軟な対応策が考えられないか御検討頂きたい。

- ・ 社寺仏閣等を始めとする伝統的建築物への緩和処置
- ・ 既存建物へのエキスパンションジョイントを設ける増築に対し、構造的別棟扱いにする等の緩和処置

8. 構造計算適合性判定への的確な対応

- ・ 構造計算適合性判定の必要な物件については、その事前相談が確認申請業務と連携して行える仕組みを御検討頂きたい。
- ・ 大臣認定プログラムの遅れが生じているものの、判定員の人員不足が生じており、確認申請の長期化の要因となっている。構造計算適合性判定が滞りなく実施されるよう、判定員の人員に関して、適切な配置及び増強を御検討頂きたい。

9. 制度的改善の継続的検討

改正建築基準法の運用が始まり 4 カ月が経過し、貴省より数回に渡り技術的助言等が提示された。今後も法の円滑な運用を目指し、建築主、申請者、建築主事、確認検査員等の意見を取り入れ、継続的に制度的改善を行うことを御検討頂きたい。

当日本建築士会連合会は、その検討に全面的に協力する所存である。